

令和7年度
中小企業先端設備等導入促進事業補助金申請要領

1. 補助金について

物価高騰や賃上げの影響を受ける市内中小企業の生産性向上及び経営基盤の強化を支援するため、
「先端設備等導入計画」に準じた設備導入経費に対し、補助金を交付します。

申請期間

令和7年9月18日（木）～ 令和8年2月2日（月）

注意点

- ・本補助金の申請に際しては、先端設備等導入計画における市の認定を受ける必要があります。
- ・先端設備等導入計画との同時申請はできません。
- ・先端設備等導入計画については、以下の要件を満たすものに限ります。
 - ✓ 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて投資計画に記載していること
 - ✓ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面を添付していること
- ・先端設備等導入計画の認定には申請から2～3週間程度要しますので、締切にはご注意ください。
- ・本補助金への申請は1事業者あたり1回限りとなります。

2. 補助対象者

補助対象者

以下の（1）～（5）全てを満たす者

- （1）中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」）、もしくは中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者（以下「小規模企業者」）であること。
- （2）本市内に本社または事業所を有すること
- （3）令和7年4月1日以降、先端設備等導入計画における市の認定を受けていること。
- （4）（2）の先端設備等導入計画については、以下の要件を満たすものに限ります。
 - ✓ 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて投資計画に記載していること
 - ✓ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面を添付していること

2. 補助対象者

(5) 次のいずれかに該当する者でないこと。

- ・市税を完納していない者。
- ・次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）である場合
 - a.発行済株式の総数または出資金額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している
 - b.発行済株式の総数または出資金額の総額の2/3以上を大企業が所有している
 - c.大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている
- ・補助対象となる設備等に関し、他の助成制度（国、県、その他の助成）を利用する者。
- ・暴力団（金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有すると認められる者。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する「風俗営業」（パチンコ店、麻雀店、ゲームセンターなど）及び第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者。
- ・主たる事業所等の金沢市外移転を行う（検討開始を含む。）者。
- ・政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者。
- ・上記のほか、市長が適当でないと認める者。

2. 補助対象者

中小企業者の範囲

業種	中小企業者の範囲
製造業、その他の業種	資本金の額または出資の総額が 3億円以下 の会社 または、常時使用する従業員の数が 300人以下 の会社及び個人
卸売業	資本金の額または出資の総額が 1億円以下 の会社 または、常時使用する従業員の数が 100人以下 の会社及び個人
小売業	資本金の額または出資の総額が 5千万円以下 の会社 または、常時使用する従業員の数が 50人以下 の会社及び個人
サービス業	資本金の額または出資の総額が 5千万円以下 の会社 または、常時使用する従業員の数が 100人以下 の会社及び個人
小規模企業者の範囲	おおむね常時使用する従業員の数が 20人以下 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）の場合は 5人以下

※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)などは本事業の対象外です。

3. 補助対象経費

補助対象経費

以下の（1）～（3）を満たすものを対象とします。

- （1）金沢市の認定を受けた先端設備等導入計画に記載のある設備等
- （2）年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要な設備等
- （3）下記のいずれかに該当する設備等
- ・機械及び装置：1台又は1基の取得価格が160万円以上のもの
 - ・器具及び備品：1台又は1基の取得価格が30万円以上のもの
 - ・測定工具及び検査工具：1台又は1基の取得価格が30万円以上のもの
 - ・建物附属設備：1台又は1基の取得価格が60万円以上のもの（家屋と一体で課税されるものを除く）
 - ・ソフトウェア：1式の取得価格が30万円以上のもの（設備等の導入に不可欠なものに限る）

※ 取得価格とは、導入する設備等の1台又は1基の購入代価になります。

ただし、ソフトウェアについては、1式（通常1単位として取引されるもの）の購入代価をいいます。

※ 消費税及び地方消費税の額を除いた費用が補助対象額となります。

4. 補助対象外経費

補助対象外経費

以下の経費は対象外とします。

- ① 補助事業の目的に合致しないもの
- ② 必要な経理書類（見積書・請求書・領収書等）を用意できないもの
- ③ 交付決定前に発注、契約等をしている設備等の購入費用
- ④ 中古設備等の購入費用
- ⑤ 販売、返品若しくは有償レンタルを目的とした設備等の購入費用
- ⑥ 設備等のリース費及び割賦購入費用
- ⑦ 設備等の導入に伴う附随費用
 - (例) 設置費用、運送料、手数料、建物増改築・改修費用、設備等の保証費用、既存設備等の撤去・廃棄費用、保守等に係る費用、設備等のセットアップに係る費用 等
- ⑧ 再生可能エネルギーの発電を行うための発電設備及び当該設備と一体不可分の附属設備（太陽光発電を行うためのソーラーパネル等）の購入費用
- ⑨ ソフトウェアのみの購入費用
- ⑩ システム開発、Webサイト等の作成に係る費用
- ⑪ 一般事務用ソフトウェア（ワープロ、表計算、プレゼンテーション等）、基本ソフトウェア（オペレーティングシステム（OS）、セキュリティソフト、Web会議用ソフトウェア等の汎用性の高いソフトウェア）の購入費用
- ⑫ ソフトウェアの導入に伴う附随費用（設定作業及び自社の仕様に合わせるために行う附隨的な修正作業等）
- ⑬ 事業所等の環境整備に資する設備等の購入費用
- ⑭ パソコン、タブレット及び周辺機器・関連機器等の購入費用
- ⑮ 国、県、その他の補助金の交付を受けている設備等の購入費用
- ⑯ 市場価格とかい離している購入費用
- ⑰ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用
- ⑱ 振込手数料、消費税 など

5. 補助率、補助金額等

補助率、補助金額

(1) 補助率 $1/3$ 以内（中小企業者）
 $1/2$ 以内（小規模企業者）

(2) 補助金額 1事業者あたり 200万円以内（1万円未満の端数は切り捨て）

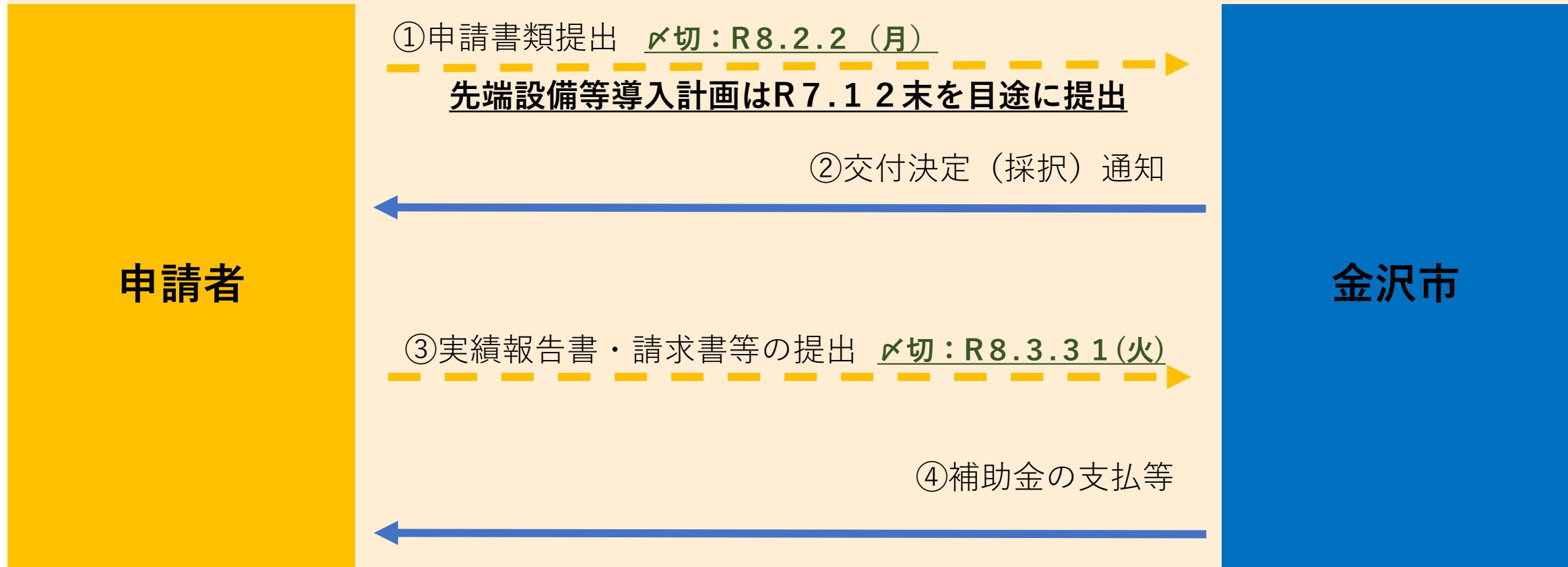
対象者	補助率	補助金額
中小企業者	$1/3$	200万円以内 (1万円未満切り捨て)
小規模企業者	$1/2$	200万円以内 (1万円未満切り捨て)

6. 事業期間

補助対象期間

交付決定日以降から令和8年3月31日（火）までに完了されたものが対象となります。

スケジュール



7. 手続きについて

(1) 申請期間

令和7年9月18日（木）～令和8年2月2日（月）

(2) 提出先

金沢市経済局商工労働課工業振興係 中小企業先端設備等導入促進事業費補助金 担当者 宛
メールにてご提出ください。（紙資料のものもスキャン等にてデータ化した上でご送付ください。）

MAIL : syoukou@city.kanazawa.lg.jp

(3) 提出書類

○共通

①交付申請書（様式あり）

②2社以上からの見積書及び設備等の詳細がわかるカタログ

※設備等の型式や取得価格が確認できるものを添付してください。

③先端設備導入計画に係る認定書（写し）

④誓約書（様式あり）

⑤市税納税状況調査同意書（様式あり）

※様式は市HPよりダウンロードをお願いします。

⑥委任状（代理申請の場合）

8. 手続きについて

○法人の場合

- ⑥履歴事項全部証明書（申請日以前3か月以内に発行されたもの）
- ⑦前期、前々期の決算書類

○個人事業主の場合

- ⑥開業届出書（収受日付印があるもの）
※e-Taxの場合は受信通知を添付
- ⑦前年、前々年の所得税青色申告決算書、確定申告書（第1表）
※白色申告の場合は収支内訳書を添付

（4）注意点

- ・本補助金申請は、先端設備導入計画の認定後に受付をいたします。先端設備等導入計画の認定申請と、補助金の交付申請の同時受付は行いません。
- ・提出書類の不備がある場合、受理せず返却する場合がございます。

9. 交付決定および交付

- ・申請書提出から交付決定に2～3週間ほど要しますので、ご注意ください。
- ・交付決定前の対象設備等の取得は、補助対象外となりますので、**必ず交付決定後に取得してください。**
- ・**交付決定前の発注や契約についても同様に補助対象外となります。**
- ・本補助金は、対象経費の支払いが確認できた後の支払いとなります。
- ・事業完了後（設備等の設置及び支払い後）速やかに実績報告書を提出して頂き、実施した事業内容の検査と経費内容の確認後に請求書をご提出いただいた上で、補助金の支払いとなります。

10. 事業完了後

(1) 提出書類

事業完了後（支払い完了後）、下記書類の提出をお願いします。

- ①実績報告書（様式あり）
- ②金沢市あて請求書（様式あり）
- ③支払いを確認できる書類（領収書または振込確認書類）
- ④発注先からの請求書
- ⑤設置後の設備の写真

(2) 備考

- ・支払いの確認書類について、振込先、振込日、振込額などを明確にしてください。
- ・支払いは原則振込としてください。（現金やクレジット払いなどは補助対象外となります。）
- ・補助対象外のものと混合の支払いについて、支払いの区別が難しいものは、補助対象経費から除外される可能性がありますので、混合の支払いは原則行わないようにしてください。

1.1. 交付決定後の注意事項

- (1) 補助対象の設備等について、設置の確認のため、現地調査等を行う場合があります。
- (2) 耐用年数に相当する期間内において、市の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはいけません。
- (3) 本市が行う啓発事業等に協力をお願いします。
- (4) その他、指示された事項を順守してください。